

学校法人埼玉医科大学役員報酬規程

(平成 10 年 4 月 1 日制定)

改正 平成 17 年 3 月 26 日 平成 18 年 7 月 19 日

令和 2 年 3 月 30 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、学校法人埼玉医科大学寄附行為(昭和 47 年 2 月 16 日設立認可)第 36 条の規定に基づき、学校法人埼玉医科大学(以下「法人」という。)の役員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員の報酬等とは、報酬、賞与その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。なお、この役員の報酬等には、学校法人埼玉医科大学給与規程(昭和 53 年 4 月 1 日制定)に基づくものを含まない。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員に対しては、次の各号に掲げる報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬及び賞与
- (2) 非常勤の役員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第 4 条 常勤の役員に対する報酬総額(年額とし賞与を含む。以下同じ。)の上限の額は、50,000,000 円とし、各役員の報酬総額はその範囲内で、理事会において決定する。

2 非常勤の役員に対する報酬の額は、日額 30,000 円(源泉所得税額控除後)とする。

(報酬等の支給方法)

第 5 条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 原則として毎月 25 日(ただし、支給日が土曜日ときはその前日とし、日曜・祝日のときはその翌日とする。)
- (2) 賞与 毎年 7 月及び 12 月

2 非常勤の役員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席その他の法人運営に必要な業務に従事した都度これを支給する。

3 報酬等は、現金により本人へ支給する。ただし、本人の同意を得た場合に限り本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額のほか、本人からの申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員が職務を行うに当たり旅費その他の経費を必要とする場合は、その費用を支給する。

(報酬等の日割計算)

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、その前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。なお、この場合における円未満については、切捨てによるものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって私立学校法第63条の2第4号に規定する報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第9条 この規程に定めるもののほか、役員報酬等に関し必要な事項は、理事長が理事会に諮って別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月26日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年7月19日)

この規程は、平成18年7月20日から施行する。

附 則(令和2年3月30日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。